



神崎市 子ども読書活動 推進計画



平成26年3月

神崎市教育委員会

目 次

第1章 基本方針

- 1 計画策定の背景…………… 1
(資料 神崎市アンケートの比較)
- 2 計画の目指すもの…………… 3
- 3 計画の期間…………… 3

第2章 子ども読書活動推進のための方策

- 1 家庭における読書活動の推進…………… 3
- 2 地域における読書活動の推進…………… 4
- 3 学校における読書活動の推進…………… 5

第3章 子どもの読書環境の整備・充実

- 1 公立図書館の整備・充実…………… 8
- 2 学校図書館の整備・充実…………… 9
- 3 図書館間及び、関連機関・団体等との連携・協力…………… 10
- 4 啓発・広報の推進…………… 11
- 5 推進体制…………… 11

添付資料

- 1 神崎市内読み語りボランティア、読書グループ
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 3 読書推進計画策定委員

第1章 基本方針

1 計画策定の背景

読書活動は、子どもたちが、言葉を学び語彙を増やし、感性を磨き、表現力や創造力を豊かにしていくことができる活動です。さらに、人生をより深く生きる力を身につけるためにも非常に効果のある活動です。

今日、テレビ、ビデオ、DVD、インターネット等の様々な情報メディアやゲーム機器の発達・普及などにより、子どもの活字離れ、読書離れが指摘されています。

そこで、子どもの読書活動の推進のための取組を進めていくため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律により、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国においては平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定・公表されました。

佐賀県においても、重点実施項目の一つとして、日本一の「図書館先進県づくり」を目指しており、図書館、読書活動の推進に関する様々な施策が実施されることになっています。

佐賀県内では、学校、図書館、公民館等の社会教育施設や保育園等の福祉施設で読書活動が活発に実施されています。

平成15年12月実施の佐賀県の子どもの読書活動に関するアンケート調査の結果では、本を読むことが好きな子どもの割合は、小学校低学年（2年生）が90%、小学校高学年（5年生）が78%、中学生（2年生）68%、年齢層が上がるにつれ、その割合が減少しています。

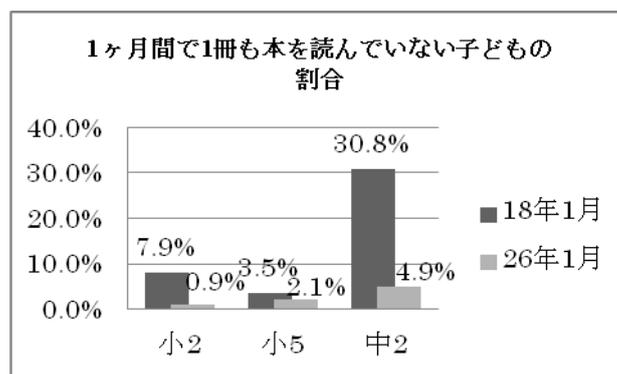
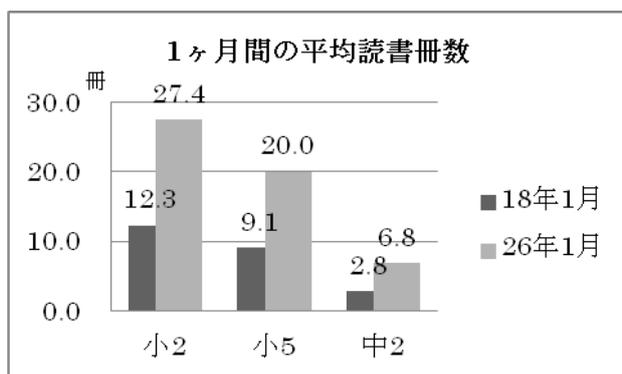
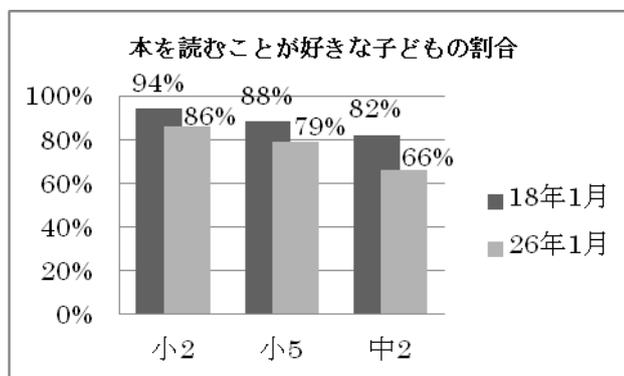
また、調査時の1ヶ月間の平均読書冊数は、小学校低学年（2年生）9.4冊、小学校高学年（5年生）10.6冊、中学生（2年生）3.5冊、さらに、1ヶ月間で1冊も本を読んでいない子どもの割合は、小学校低学年（2年生）6.9%、小学校高学年5.9%、中学生（2年生）19.9%、年齢が上がるにつれて読書量が減少し、本を読まない子どもの割合が増加しているという報告がなされています。

神埼市の平成26年1月の読書活動に関するアンケート調査の結果では、本を読むことが好きな子どもの割合は、小学校低学年（2年生）が86%、小学校高学年（5年生）が79%、中学生（2年生）66%、となっており、平成18年1月の調査より、本を読むのが好きな子どもたちが若干減少傾向にあります。また、年齢層が上がるにつれ本を読むことが好きな割合が減少しています。

また、調査時の1ヶ月間の平均読書冊数は、小学校低学年（2年生）27.4冊、小学校高学年（5年生）20.0冊、中学生（2年生）6.8冊、さらに、1ヶ月間で1冊も本を読んでいない子どもの割合は、小学校低学年（2年生）0.9%、小学校高学年2.1%、中学生（2年生）4.9%、となっています。

この8年間にどの学年も1ヶ月間に読んだ本の冊数が2倍以上に増加しています。また、1ヶ月間で1冊も本を読まない子どもの割合も減っています。このように家庭、学校、地域をあげての読書推進の取組が結果となって表れてきています。年齢が上がるにつれて読書冊数が減少し、本を読まない子どもの割合が増加しているという結果がでています。生活環境の変化なども影響し、読書量が減っている傾向が見られます。

(資料) H18年1月とH26年1月 神埼市アンケートの比較



2 計画の目指すもの

このような背景を踏まえ、佐賀県では「佐賀県子ども読書活動推進計画」を策定し、全ての子どもの読書活動を推進するため、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針と具体的な施策が示されました。

本市においても、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」及び、「佐賀県子ども読書活動推進計画」を基本とし、地域の実態を踏まえながら、計画の策定を行いました。

3 計画の期間

平成25年度から、5年間とします。なお、佐賀県の計画の期間等を勘案しながら必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう保護者が配慮していくことが大切と考えられます。

家庭においては、「家読」(うちどく)に取り組むことができるように、身近に本がある環境をつくり、読み語り(読み聞かせ)をしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど工夫して、子どもが本と出会うきっかけを作るとともに、親子や家庭で本を楽しむことにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

(2) 読書の重要性についての理解の促進

妊娠期、乳幼児期、思春期等子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座や、市の保健福祉担当課や学校などの関連機関とも連携を図り、家庭教育関連講座等で読み語り（読み聞かせ）や読書の重要性についての理解促進を図ります。

また、ブックスタート活動を支援し、家庭における読み語り（読み聞かせ）や、子どもが読書の時間を持つことができるようにノーテレビデーを実施するなど、家庭での読書習慣の重要性について理解の促進を図るとともに、子どもの読書活動を推進します。

2 地域における読書活動の推進

(1) 公立図書館における子どもの読書活動の推進

① 子どもの読書活動の推進における図書館の役割と現状

図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。以下同じ。）は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、また保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選書したり、子どもの読書について相談することのできる場所です。

市内には、3つの図書館（神埼市立図書館、脊振分館、千代田分館）があります。現在、それぞれの図書館で読み語り（読み聞かせ）やお話し会などのイベントの実施、子どもに読んでもらいたい本の紹介などが行われており、保護者を対象とした読み語り（読み聞かせ）の本の選び方の研修を実施するなど、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしています。また、図書館と学校図書館との連携や地域を取り込んだ「家読」、市長のおはなし会での読み語り、読書ボランティアとの協力など、市を挙げて積極的に子どもの読書活動に取り組んでいることで、平成25年4月には文部科学大臣賞の表彰を受けました。今後もさらに子どもの読書活動に取り組みます。

② 県立図書館の活用

県立図書館における人材の育成の支援事業や図書の貸し出しサービスの制度を活用し、蔵書の不足分をカバーし、子どもや保護者のニーズに合わせた情報提供を行い、サービスの向上に努めます。

③ 民間団体の活動の促進

市内には、子どもの読書活動を推進する活動を行う団体やサークルが15グループ存在しており、各小学校区ごとに、読み語り（読み聞かせ）のボランティアの方々が活動されています。これらの活動が、子どもたちの読書活動の推進に大きく貢献しています。

ボランティア団体の活動で、公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、図書館や公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、より活動しやすい環境を提供することに努めます。

3 学校における読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割と現状

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通して、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を果たしています。

例えば、学習指導要領では、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、児童・生徒の調べ活動など多様な学習活動を展開していくために、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととしています。小・中学校の国語科で、児童生徒の発達段階に応じて「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみ、ものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなど目標としています。

また、平成25年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象として全国学力学習状況調査が実施されました。その結果では、神埼市内の中学校生徒については、普段「2時間以上読書をする」と回答した子どもは、「ほとんどしない」と回答した子どもと比較すると、ほとんどの教科で平均得点が高くなるという結果が出ています。

(2) 学校における読書活動推進のための取組

① 教科等の授業時間における読書活動

小・中学校の各段階において、本の紹介活動や授業内容に合わせて児童・生徒の実態に合わせたおすすめの本の紹介を行うなど、児童・生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身につけさせることが大切です。

そこで、児童・生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため司書教諭、国語科主任等を中心として読書指導に関する研修会や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の指導力の向上、小学校における学校図書館を活用した名作、文学作品の指導の充実に努めます。

② 授業時間以外における読書活動

現在市内の小・中学校では、全ての学校で一斉読書活動が実践されています。また、外部ボランティアを活用した読み語りについても実践が行われています。今後も、このような活動の一層の充実に努めるようにします。さらに、読書感想文、感想画コンクールへの参加やその指導、図書館まつりなどの集会活動や広報活動など読書に関する啓発活動に取り組むことにより、学校や家庭における読書習慣を確立するように働きかけます。各学校では、個人の年間読書数の目標数値（小学校120冊、中学校60冊）を掲げ、目標の達成を目指します。また、夏休みの学校図書館の開放（20日程度以上）を行うとともに、「読書感想文」への応募を児童・生徒に勧めていきます。

③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していくため、学校が家庭や図書館等と連携して子どもの読書活動を推進する取組みを促進します。また、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図るとともに、吉田絃二郎や下村湖人など、神崎市出身の文学者の作品などを通して、学校と家庭・地域が一体となった子どもの読書活動の一層の推進を図っていきます。特に、小学校の新入生へ郷土の作家、下村湖人「次郎物語」（第1部）と、吉田絃二郎「天までとどけ」を配布し、親子読書の推進に努めます。

④ 教職員の読書活動推進についての意識高揚

児童・生徒の読書活動に対する取組みを推進していくために、教職員が読書活動の意義について共通の認識を持つことが重要です。

そこで、各学校において、司書教諭等が中心となって、学校司書と協力し先進的な取組みや日常の児童・生徒の読書の状況に関する情報交換や研修会、また、広報活動などを行うことにより、意識の高揚を図ります。

⑤ 学校図書館の利用

調べ学習をはじめとして、読書活動を生かす授業を展開する上で、学校図書館の活用がその中心となります。そこで、これからの学校図書館は、子どもの主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に役立つ「学習・情報センター」としての役割を担うとともに、子どもの自由な読書活動の場として、想像力を培い、豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての役割が重要になります。市では、25年度より児童・生徒の思考力や判断力・表現力などの育成や言語活動を充実させるため、学校図書館へ新聞を配備していきます。

各学校では、各教科等の年間指導計画に学校図書館の利用を位置づけたり、学校図書館を中心とした年間指導計画を作成するなど、意図的・計画的に学校図書館を活用することができるよう、組織的に取り組むように努めています。特に、4月23日（子ども読書の日）を始まりとして学校図書館が主催する年間行事を計画し、読書推進の充実を目指します。

⑥ 児童生徒の活動の活性化

学校図書館の運営及び充実のためには、子どもの図書委員会活動も重要な要素です。そこで、貸出事務や書架の整理などにとどまらず、図書だよりの発行、読書会の開催、集会の開催など、図書委員会活動を一層活性化させるように促すとともに、他校の図書委員会の優れた取組を学ぶために交流会等の実施を行っていきます。

⑦ 地域との連携

一斉読書活動における読み語りボランティアなど、地域の人材や保護者と連携し、より広がりのある学校図書館活動の展開に努めていきます。

（3）幼稚園や保育園における子どもの読書活動の推進

① 子どもの読書活動の推進における幼稚園や保育園の役割と現状

読書の楽しさと出会うためには、早い時期から本と触れ合う習慣づくりが不可欠であり、幼稚園や保育園の果たす役割は大きいものです。幼稚園や保育園において、絵本等に親しむことの大切さは、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されており、神埼市内の全ての幼稚園・保育園には、絵本や図書が備え付けられています。

また、幼稚園、保育園ともに何らかの読書に関する活動が行われており、現状としては、ほとんどの幼稚園、保育園では毎日読み語り（読み聞かせ）を行っています。

② 幼稚園や保育園における読書活動推進のための取り組み

幼稚園や保育園においては、今後一層、次のような子どもの読書活動の推進に取り組むことが望まれます。

○ 本に親しむ環境づくり

幼児が絵本や紙芝居に親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進することが望まれます。また、小学校や公共の図書館等と連携する体制づくりが望まれます。

○ 保護者への普及・啓発

幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、読み語り等を行うことも重要であることから、幼稚園、保育園の保護者に対し、読み語り等の大切さや意義を広く普及することが望まれます。

○ 図書館等との連携

公立図書館等は、幼稚園や保育園の読書活動を推進するため、幼児向けの本の情報を提供し、貸し出しを積極的に行うことが望まれます。また、市では、これらの活動に対する支援を充実させていくこととします。

第3章 子どもの読書環境の整備・充実

1 公立図書館の整備・充実

(1) 市立図書館の整備・充実

① 図書館等の整備の促進

神埼市内には、平成21年4月から、神埼市立図書館、千代田分館、脊振分館が設置されました。子どもの読書活動を推進する上で地域の図書館が重要な役割を果たすことから、市としては、県内各公立図書館と連携・協力を深め、図書サービスの向上に努めます。

また、図書館においては、蔵書数も年々増加しています。これからも子どもが親しみやすい図書や雑誌、視聴覚資料や総合学習に役立つ郷土資料の充実を図っていきます。

今後さらに三館の連携やシステムの機能向上を目指します。

② 図書館サービスの充実

神崎市立図書館、千代田分館、脊振分館では、児童図書の展示、読み語りやおはなし会の開催など、子どもたちが本に親しめるよう様々な工夫が行われています。幼稚園・保育園や学校との連携・協力や図書館と学校との合同研修会も行っています。また、障がいのある子どもへの対応についても、布の絵本や点訳資料の収集、対面朗読サービスなどの充実を図っていきます。その他、読書推薦やレファレンスサービス、郷土史料の収集、本の予約、リクエストなどのサービスに努めます。

※レファレンスサービス…利用者の問い合わせに応じたり、相談にのったりするサービス。

2 学校図書館の整備・充実

(1) 施設の整備・充実

学校図書館は、豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての整備するとともに、児童生徒の主体的な学習活動を支援する「学習・情報センター」としての機能の充実を図ります。

(2) 学校図書館の活用を充実していくための組織の整備

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭等が中心となり、学校司書、教員、事務職員やボランティアが連携協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の活用が図られるよう努めます。

(3) 図書資料等の充実

子どもの豊かな読書経験の機会の充実のため、多様な図書資料を整備・充実させていく必要があります。小・中学校においては「学校図書館図書標準」の達成に向けて、計画的な学校図書資料の整備充実が図られるよう努めます。

(4) 学校図書館の情報化

学校図書館を「学習・情報センター」として活用するためには、図書情報の検索、地域の図書館や各学校図書館とのネットワークで連携し資料の相互貸借等を行っています。

このため、学校図書館へのコンピュータの設置、蔵書情報のデータベース化、図書館等とのネットワーク化、校内LANの整備等の情報化を平成21年度より進めております。

(5) 学校司書、教職員の研修の充実

学校図書館における実務の中心となる学校司書や読書活動の推進の中核となる司書教諭をはじめ、教職員の資質向上の研修会を実施しています。教育センターをはじめ、各関係団体が行う研修への参加を推奨するとともに、読書活動等についての研修を校内研修に位置づけ、校内の研修体制を整備します。

3 図書館及び関連機関・団体等との連携・協力

(1) 市立図書館と学校図書館との連携・協力

子どもの読書活動を一層推進していくためには、公立図書館と学校図書館とが連携・協力を行うことが重要です。市内でも公立図書館と学校図書館との間での図書貸し出しや連携・協力を進めています。夏休みには市立図書館を利用した幼児から小学生を対象に「読書チャレンジ」を実施し、賞状を保育園、幼稚園、学校に届け、2学期に表彰をしています。

(2) 公立図書館等との連携・協力

県内公立図書館の横断検索システム及び県の文書配送システムを活用した図書の物流システムを構築し、図書資料の相互貸借の迅速化など、公立図書館等との連携を一層進めます。

また、児童図書等資料の相互貸借や公立図書館、学校図書館で協力して行うレファレンスサービスの実施や、研修会等の取組みを充実します。

(3) 保健機関等との協力

司書、保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み語りの方法等を説明しながら保護者に絵本等を紹介するブックスタート活動の支援や、その指導者の育成など、保健機関等との連携・協力を推進します。

(4) 地域における関係団体等との協力

市内には、読み語りなどの実践活動や研修の実施などを行う団体等が多く存在します。また、幼稚園、保育園や学校で活躍するボランティアグループの活動も広まっており、活発な実践が進められています。

公立図書館や学校等ではこのような団体やボランティアの協力を得て、子どもの読書活動にかかわる実践を推進していきます。

4 啓発・広報の推進

子どもの読書活動の推進には、学校、家庭及び、地域社会が互いに連携しつつ、理解を深めていくことが大切です。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日を「子ども読書の日」と定めており、図書館では子どもの読書週間行事、学校では図書館まつり等を実施していきます。

(1) 子ども読書の日に関する行事の開催

子ども読書の日及び読書週間にあたり、子どもたちが本・読書・図書館に親しみ、積極的に読書活動を行う機会をつくるため、子どもの読書に関する行事を実施します。

(2) 啓発・情報の提供

神崎市立図書館のホームページを開設し、図書館や読書に関する情報発信を行っています。また、市報かんざきに「図書館からのお知らせ」を掲載し読書の啓発に努めていきます。

5 推進体制

(1) 市における総合的な推進体制

子どもの読書活動を推進するためには、県、市、学校、幼稚園、保育園、関係団体等が連携し合うことが必要です。

そこで、関係諸団体で積極的に意見交換ができる総合的な推進体制を確立し、互いに協力して計画の推進に努めます。

(2) 財政上の措置

- ① 市は、この推進計画に示された各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるように努めます。
- ② 市は、この推進計画に示された子どもの読書活動の推進に関する各種施策のための必要な財政上の措置を講ずるよう、国・県に働きかけていきます。

第一次	平成	19年	3月	策定	
		平成	20年	11月	改訂
第二次	平成	26年	3月	策定	

第二次 神崎市子どもの読書活動推進計画

平成26年3月発行

企画・編集：神崎市「子どもの読書活動推進計画」策定委員会
神崎市教育委員会
神崎市立図書館

発行所：神崎市教育委員会
〒842-8502
佐賀県神崎市千代田町直鳥 166 番地 1
電話 0952-44-2111

神埼市内読み語りボランティアグループ

	団 体 名	代表者名	主な活動場所
1	すぎの子文庫	手塚 うた子	すぎの子文庫 仁比山小学校
2	神埼幼稚園読書グループ	江原 信子	神埼幼稚園
3	千代田おはなし会ケムケム	佐藤 悦子	千代田町内小学校 千代田分館
4	神埼小おはなし会おひさま	八谷 静香	神埼小学校
5	おはなし宝箱	宮地 祥子	西郷小学校
6	マザーグースの会	塩川 伸枝	保健センター
7	キラ☆キラくらぶ	開 貴美子	中央公民館
8	竹の会	米倉 昌子	中央公民館
9	神埼くまんこ	米倉 美代子	中央公民館
10	おはなしTIO	後藤 契子	学校・中央公民館
11	ラ・神埼	仲田 富士子	中央公民館

神埼市内読書グループ

	団 体 名	代表者名	活動場所
1	山王会	手塚 武子	城原公民館
2	若菜会	境 ツヤ子	JA西郷支所
3	新樹会	杉山 和子	中央公民館
4	よしの子会	古賀 僚子	千代田町福祉センター

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

神崎市「子ども読書活動推進計画」策定委員

番号	氏名	区分	所属
1	増田 和之	神埼町主任児童委員会会長	
2	志波 明美	神崎市保育園代表	せふり保育園
3	吉井 久子	佐賀県親と子の読書協議会副会長	
4	田中 達	神崎市学校図書館協議会会長	神埼小学校
5	石松 正和	神崎市学校図書館協議会副会長	神埼中学校
6	古賀 隆徳	神崎市 PTA 代表	神埼中学校
7	平野 禎亮	神崎市青少年育成市民会議代表	
8	手塚 うた子	おはなしボランティア代表	すぎの子文庫代表
9	太田 秀實	神崎市中央公民館館長	
10	宮岸 律子	神崎市司書教諭代表	神埼小学校
11	石動 友子	神崎市学校司書代表	脊振中学校
12	杉山 和子	佐賀県読書グループ副会長	
13	高柳 陽子	子どもの読書に関する有識者	
14	仲田 富士子	神崎市司書代表	神崎市立図書館